

四日市市長職務代理者規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月5日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第60号

四日市市長職務代理者規則の一部を改正する規則

四日市市長職務代理者規則（昭和59年四日市市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（市長の職務を代理する副市長の順序）</p> <p>第2条 法第152条第1項の規定により、市長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。</p> <p>第1順位 <u>舘英次</u></p> <p>第2順位 <u>渡辺敏明</u></p>	<p>（市長の職務を代理する副市長の順序）</p> <p>第2条 法第152条第1項の規定により、市長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。</p> <p>第1順位 <u>市川典子</u></p> <p>第2順位 <u>舘英次</u></p>

附 則

この規則は、令和4年10月6日から施行する。

（総務部総務課）